

令和7年第11回(7月)

上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和7年7月2日(水) 午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 2401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第47号 第27回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の抹消について
 - 議案第48号 第27回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録について
 - 議案第49号 第27回参議院議員通常選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第50号 在外選挙人名簿の登録について
 - 議案第51号 第27回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
 - 議案第52号 第27回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
- 4 協議事項
 - 協議1 第27回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
 - 協議2 第27回参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人の選任について
 - 協議3 第27回参議院議員通常選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について
 - 協議4 明るい選挙啓発ポスター作成の集いへの出席について
- 5 報告事項
 - 専決処分した内容について
- 6 その他
 - 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和6年度 明るい選挙啓発標語コンクール 佳作

「良い未来 つくっていこう 一票で」 吉川小学校 6年 杉田 真悠 さん

議案第 47 号 第 27 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者及び同条第 2 号の転出者等を令和 7 年 7 月 20 日執行予定の第 27 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿から抹消する。

令和 7 年 7 月 2 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 7 年 6 月 1 日 から 令和 7 年 7 月 1 日 までの間の	死亡者数 A	104	101	205
	転出者数 B	112	126	238
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		216	227	443

議案第 48 号 第 27 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定により、次のとおり令和 7 年 7 月 20 日執行予定の第 27 回参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録を行う。

令和 7 年 7 月 2 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 7 年 6 月 1 日）現在の名簿登録者数 A	75,040	78,406	153,446
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の選挙時登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回登録日から今回までの間の抹消者数 E	216	227	443
今回選挙時登録における新規登録者数 F	610	424	1,034
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	75,434	78,603	154,037

議案第 49 号 第 27 回参議院議員通常選挙に伴う各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の第 27 回参議院議員通常選挙に伴う令和 7 年 7 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	154,037 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,081 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	25,673 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	51,346 人

(7 月 2 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 50 号 在外選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、次の者を在外選挙人名簿に登録する。

氏名	生年月日	性別	登録種別 (登録日)	登録申請日	備考
		男	最終住所地 (令和 7 年 7 月 2 日)		

<参考>

(単位：人)

区 分		男	女	計
前回（令和 7 年 6 月 2 日現在） の名簿登録者数	A	21	53	74
前回から今回までの間の 帰国者数及び職権消除者数	B	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 死亡者数	C	0	0	0
抹消者数計 (B+C)	D	0 (0)	0 (0)	0 (0)
前回から今回までの間の 名簿登録者数	E	1	0	1
令和 7 年 7 月 2 日現在の 名簿登録者数 (A-D+E)	F	22	53	75

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで職権消除者数

議案第 51 号 第 27 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

第 27 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 1 のとおり選任する。

（7 月 3 日告示予定）

議案第 52 号 第 27 回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

第 27 回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年法律第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 2 のとおり選任する。

（7 月 3 日告示予定）

協議 1 第 27 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の第 27 回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 38 条第 1 項の規定により、別紙 3 のとおり選任してよいか協議する。

（7 月 3 日選任・通知予定）

協議 2 第 27 回参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人の選任について

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の第 27 回参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 38 条第 1 項の規定により、別紙 4 のとおり

選任してよいか協議する。

(7月3日選任・通知予定)

協議3 第27回参議院議員通常選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターの対応について

令和7年7月20日執行予定の第27回参議院議員通常選挙における違反ポスターの疑いのあるポスターについては、次のとおり対応してよいか協議する。

1 選挙事務所への注意喚起

- ・警察からの情報は、直ちに選挙事務所等へ当該箇所をFAX等で連絡する。
- ・市民等からの情報については、可能な限り迅速に調査し、電話で注意喚起する。
- ・広報車による周知活動中に新たに発見したものは、随時注意喚起する。

2 撤去命令の通知等

違反ポスターの疑いのあるもので改善されないポスターなどについて、撤去命令を发出するとともに、県選挙管理委員会への報告及び地元警察署への通報を行う。

協議4 明るい選挙啓発ポスター作成の集いへの出席について

上越市明るい選挙推進協議会と共催する「明るい選挙啓発ポスター作成の集い」について、次のとおり出席することとしてよいか協議する。

1 出席回数 1回（期間中いずれかの会場に出席）

2 日程調整

日時	会場	出席者
7月26日(土) 9:00~11:30	柿崎コミュニティプラザ	
7月29日(火) 9:00~12:00	浦川原コミュニティプラザ	
8月6日(水) 9:00~11:30	板倉コミュニティプラザ	
8月9日(土) 9:00~11:30	上越市市民プラザ	

報告 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
20	令和7年6月20日	令和7年第11回（7月）上越市選挙管理委員会定例会の開催